

○別添資料 10 (HSE との通信の記録)

回答者 **Phil Smith**

Senior SHE-Safety Health and Environment- Advisor

(上級安全衛生・環境アドバイザー)

CMIOSH : Chartered Membership of the Institute of Occupational Safety and Health

(労働安全衛生協会認定会員)

*CMIOSH は、NVQ の最上級ランクに位置する高度の専門家である。

質問者 Takenori Mishiba (三柴 丈典)

仲介者 **Rachel Grant,**

Head of Proportionate Risk

(リスク対応部門・部門長)

Strategic Interventions Division

(戦略的介入部)

Cross-Cutting Interventions Directorate (CCID)

(横断的介入管理者)

*回答者、仲介者共に HSE に所属しており、三柴が Rachel Grant 氏と知己の関係にあったため、同氏を通じて適任者である Phil Smith 氏に回答を頂いた。

日時 2015年9月

1) Would you know the example of the case that an employer did not obey ACOP but was not recognised as breach of HSWA because the object of the ACOP or the Act was successfully accomplished ?

雇用者が行為準則に従わなかったが、その行為準則や法の目的は達せられたため、HSWA 違反とみなされなかった具体例をご存知ないでしょうか？

【回答】

・ACOP (行為準則) のようなガイダンスは仕様基準ではなく、義務の負担者は、法遵守を果たすうえで同等の効力を持つ他の措置をとることもできる。まさにそれゆえ、HSE はお尋ねのような記録を公式に収集していない。

2) About how many cases are criminally punished for breach of duty to risk assessment in The Management of Health and Safety at Work Regulations 1999 per year?

1999年の労働安全衛生管理規則が定めるリスク・アセスメント義務違反を根拠として刑事罰を受けた件数は、年間何件程度でしょうか？

【回答】

・2014年8月31日に終了した12か月間では、99年安全衛生管理規則第3条に基づく有罪件数は28件だった。

・この件やその他の訴追関係情報については、以下を参照されたい。

http://www.hse.gov.uk/ProsecutionsHistory/breach/breach_list.asp?ST=B&EO=%3D&SN=P&SF=REG&SV=1074&x=22&y=9

3) A director of TESCO who was interviewee of us said that the company paid certain money to HSE or its inspector so that he -the inspector- exclusively committed the company and gave advice to other inspectors and those of local governments who had jurisdiction over the company.

Is this actually possible in UK, and if so, what is the legal basis ?

我々のインタビューを受けたTESCO社の役員が、同社が一定の金員を検査官に支払うことにより、その検査官が包括的に同社に関与し、同社を管轄する他の他の地方自治体の検査官にアドバイスを提供している旨述べていたが、UKでは、実際にそのようなことが可能か。可能だとすれば、どのような法的根拠に基づくか。

【回答】

・TESCOの役員は、おそらく「主な管轄機関特定スキーム (Primary Authority Scheme)」に言及したように思われる。このスキームのもとで、ある企業はいずれか1つの地方自治体に連絡して一定範囲の規制問題についてアドバイスを求めることができ、仮にその企業が別の地域で事業を営む場合、そこにも一貫した対応を求めることができる、というものである。その企業は、そのための条件設定を行う地方自治体のサービスにつき、費用を負担できる。

・他方、HSEを含む国の監督機関は、今のところ、こうしたスキームの下で提供するアドバイスについて報酬を受け取ってはいない。

・「主な管轄機関特定スキーム (Primary Authority Scheme)」に関する詳細は、以下を

参照されたい。

<https://www.gov.uk/government/publications/primary-authority-overview>